

令和7年

第7回能登町議会9月定例会議
議案

能登町

令和7年 第7回能登町議会9月定例会議 議案

議案番号	議案名	頁
議案第71号	令和7年度能登町一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案第72号	令和7年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第73号	令和7年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第74号	令和7年度能登町介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第75号	令和7年度能登町下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第76号	能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について	4頁
議案第77号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	8頁
議案第78号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	13頁
議案第79号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	19頁
議案第80号	能登町ビジネスホテル誘致条例の制定について	21頁
議案第81号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	23頁
議案第82号	能登町税条例の一部を改正する条例について	26頁
議案第83号	能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について	37頁

議案番号	議案名	頁
議案第84号	能登町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例について	40頁
議案第85号	能登町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	42頁
議案第86号	請負契約の締結の変更について	45頁
議案第87号	請負契約の締結の変更について	46頁
議案第88号	請負契約の締結の変更について	47頁
議案第89号	請負契約の締結の変更について	48頁
議案第90号	請負契約の締結について	49頁
認定第1号	令和6年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について	50頁
認定第2号	令和6年度能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	51頁
認定第3号	令和6年度能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	52頁
認定第4号	令和6年度能登町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	53頁
認定第5号	令和6年度能登町水道事業会計決算の認定について	54頁
認定第6号	令和6年度能登町下水道事業会計決算の認定について	55頁
認定第7号	令和6年度能登町病院事業会計決算の認定について	56頁

議案第 76 号

能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について

能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉田義法

能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例

能登町地区集会所等条例（平成17年能登町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案		現行	
名称	位置	名称	位置
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 集会所等の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 集会所等の名称及び位置は、次のとおりとする。	
大平地区集会所	能登町字宇出津山分25字218番地	大平地区集会所	能登町字宇出津山分25字218番地
猪平地区集会所	能登町字猪平53字1番地	宇加塚集落センター	能登町字宇加塚2字82番地2
羽根地区集会所	能登町字羽根8字7番地	猪平地区集会所	能登町字猪平53字1番地
源平多目的集会所	能登町字宇出津山分17字68番地	羽根地区集会所	能登町字羽根8字7番地
(略)		鮭尾多目的集会所	能登町字鮭尾6字（下代）220番地
当目多目的研修センター	能登町字当目38字153番地	源平多目的集会所	能登町字宇出津山分17字68番地
(略)		(略)	
当目多目的研修センター	能登町字当目38字153番地	当目多目的研修センター	能登町字当目38字153番地

改正案		現行	
寺五地区生活改善センター	能登町字五郎左エ門分竹部20番地 2	十郎原集落センター	<u>能登町字十郎原ワ部50番地</u>
久田農事集会所	能登町字久田21字49番地	寺五地区生活改善センター	能登町字五郎左エ門分竹部20番地 2
大箱集会所	能登町字大箱1字65番地	久田農事集会所	能登町字久田21字49番地
五十里集会場	能登町字五十里ウ部77番地	上長尾集会所	<u>能登町字上長尾ル部2番地</u>
石井集会場	能登町字石井リ部3番地	大箱集会所	能登町字大箱1字65番地
(略)		鴨川集会場	<u>能登町字鴨川ワ部20番地1</u>
鈴ヶ嶺集会場	能登町字鈴ヶ嶺ヘ部29番地	五十里集会場	能登町字五十里ウ部77番地
		笛川集会場	<u>能登町字笛川井部20番地</u>
		石井集会場	能登町字石井リ部3番地
		(略)	
		鈴ヶ嶺集会場	能登町字鈴ヶ嶺ヘ部29番地
		国光集会所	能登町字国光ル部65番地1

改正案		現行	
重年集会所	能登町字柳田3字26番地1	重年集会所	能登町字柳田3字26番地1
		北河内集会所	能登町字北河内夕部55番地
		中ノ又集会所	能登町字上町り部123番地1
河ヶ谷集会場	能登町字河ヶ谷3字19番地乙	河ヶ谷集会場	能登町字河ヶ谷3字19番地乙
(略)		(略)	
附 則			
この条例は、公布の日から施行する。			

議案第 77 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉田義法

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年能登町条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第17条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超える、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第17条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超える、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>
2・3 (略)	2・3 (略)
<p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p>第17条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例</p>	

改正案	現行
<p>(平成17年能登町条例第33号) 第24条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>職員の育児休業等に関する条例第24条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>2 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下の項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	

改正案	現行
<p>(1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p>	
<p>3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p>	
<p><u>第17条の3</u> (略)</p>	
<p>2 (略)</p>	
<p>(勤務環境の整備に関する措置)</p>	<p>(勤務環境の整備に関する措置)</p>

改正案	現行
<u>第17条の4</u> (略)	<u>第17条の3</u> (略)
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。</p>	

議案第 78 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉田義法

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成17年能登町条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
<p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。<u>次条において同じ。</u>）</p>	<p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u></p>
<p><u>（第1号部分休業の承認）</u></p> <p>第21条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</p>	<p><u>（部分休業の承認）</u></p> <p>第21条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間等条例第2条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p>
<p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間等条例第15条の2第1項の規</p>	<p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間等条例第15条の2第1項の規</p>

改正案	現行
<p>定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p> <p><u>(第2号部分休業の承認)</u></p> <p><u>第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うも</u></p>	<p>定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>

改正案	現行
<p>のとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、 <u>それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認</u> <u>することができる。</u></p> <p>(1) <u>1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u></p> <p>(2) <u>第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u></p> <p><u>第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第2項第2号の規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u></p> <p><u>第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p> <p>(1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u></p> <p>(2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u></p>	

改正案	現行
<p>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</p> <p><u>第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u></p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第22条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条第1項（当該職員が会計年度任用職員の場合にあっては、能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年能登町条例第8号。以下「会計年度任用職員給与等条例」という。）第11条又は第31条）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第17条（当該職員が会計年度任用職員の場合にあっては、会計年度任用職員給与等条例第15条又は第30条第1項）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p>	<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第22条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条第1項（当該職員が会計年度任用職員の場合にあっては、能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年能登町条例第8号。以下「会計年度任用職員給与等条例」という。）第11条又は第31条）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第17条（当該職員が会計年度任用職員の場合にあっては、会計年度任用職員給与等条例第15条又は第30条第1項）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p>

改正案	現行
<p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第23条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u></p>	<p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第23条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u></p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第21条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。</p>	

議案第 79 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉田義法

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年能登町条例第157号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
<p>(給与の減額)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその<u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は一年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその<u>3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。</u>）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和7年10月1日から施行する。</p>	

議案第 80 号

能登町ビジネスホテル誘致条例の制定について

能登町ビジネスホテル誘致条例を別紙のように定める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉田義法

能登町ビジネスホテル誘致条例

(目的)

第1条 この条例は、本町の区域内にビジネスホテルを設置する者に対して必要な措置を講じることにより、町内における宿泊施設の立地を促進し、もって町内産業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めところによる。

- (1) ビジネスホテル 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する営業を除く。）の用に供する施設であって、10室以上の客室数を有する施設及び附属施設をいう。
- (2) ホテル事業 本町内においてビジネスホテルにより人を宿泊及び飲食させる営業をいう。
- (3) ホテル事業者 ホテル事業を営む者をいう。

(奨励金の交付)

第3条 町長は、ホテル事業者に対し、交付対象期間に該当する年度のホテル事業の用に供する建物及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額の100分の50を奨励金として交付するものとする。

(補助金の交付)

第4条 町長は、ホテル事業者に対し、ホテル事業の用に供する施設の建設工事のうち本体工事に係る費用のうち、2億円を超えない範囲内において100分の30に相当する額（能登町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例（平成21年能登町条例第8号）第4条各号の適用を受ける場合を除く。）の補助金を交付するものとする。

(貸付料の免除)

第5条 町長は、町が保有する普通財産である土地にホテル事業の用に供する施設をホテル事業者が設置しようとする場合は、当該土地の貸付料は、免除とする。

(指定)

第6条 前3条及び第4条に規定する奨励金又は補助金の交付の対象となる者は、あらかじめ町長の指定を受けなければならない。相続、合併、譲渡その他の事由によりホテル事業の承継があった場合も同様とする。

(交付対象期間)

第7条 奨励金の交付対象期間は、ホテル事業を開始した日以後の固定資産税及び都市計画税が新たに課されることとなった年度から10年間（能登町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例（令和3年能登町条例第28号）、能登町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成21年能登町条例第7号）、能登町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成28年能登町条例第15号）の適用を受ける場合は、その期間を含む。）とする。

2 貸付料の免除期間は、能登町財産条例（令和4年能登町条例第8号）第12条の規定により賃貸借契約を締結することとなった年度から10年間とする。

(規則への委任)

第8条 第3条から前条までの規定に定めるもののほか、奨励金及び補助金等に関し必要な事項は、規則で定める。

(用地のあっせん)

第9条 町長は、ビジネスホテルの誘致を円滑にするため、用地のあっせん及び道路等周辺環境の整備に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 81 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉田義法

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年能登町条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
(報酬) 第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。	(報酬) 第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。 ただし、特に必要あると認めた場合は、予算の範囲内で任命権者が定めた額とする。
2 <u>前項に掲げる者</u> のほか、附属機関の構成員その他の特別職の職員に対する報酬の額は、日額5,700円を超えない範囲内（その特殊性その他特別の事由により特に必要があると認めた場合は、町長の定める額）で任命権者が定める。ただし、町長以外の任命権者は、あらかじめ町長と協議しなければならない。	
(費用弁償) 第4条 (略) 2 (略) 3 <u>第2条</u> に規定する者に支給する旅費の額は、任命権者が定める。 4 (略)	(費用弁償) 第4条 (略) 2 (略) 3 <u>第2条</u> に規定する者に支給する旅費の額は、任命権者が定める。 4 (略)

改正案	現行												
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th><th>報酬の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	職名	報酬の額	(略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th><th>報酬の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td><u>条例に基づき設置した委員会</u></td><td><u>委員長は、日額5,700円、委員は、日額5,200円。ただし、大学教授、弁護士、医師は、日額12,000円を限度として定めることができる。</u></td></tr> </tbody> </table>	職名	報酬の額	(略)		<u>条例に基づき設置した委員会</u>	<u>委員長は、日額5,700円、委員は、日額5,200円。ただし、大学教授、弁護士、医師は、日額12,000円を限度として定めることができる。</u>
職名	報酬の額												
(略)													
職名	報酬の額												
(略)													
<u>条例に基づき設置した委員会</u>	<u>委員長は、日額5,700円、委員は、日額5,200円。ただし、大学教授、弁護士、医師は、日額12,000円を限度として定めることができる。</u>												
附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定による報酬に係る処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。													

議案第 82 号

能登町税条例の一部を改正する条例について

能登町税条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉田義法

能登町税条例の一部を改正する条例

能登町税条例（平成17年能登町条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項</u> <u>(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を能登町公告式条例（平成17年能登町条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、能登町公告式条例（平成17年能登町条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p>
<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>

改正案	現行
<p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p>	<p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p>
<p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中に</p>	<p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中に</p>

改正案	現行
<p>おいて給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るもの）を除く。）、<u>法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るもの）を除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは<u>第34条の7</u>の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</u></p>	<p>おいて給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るもの）を除く。）、<u>法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは<u>第34条の7</u>の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</u></p>

改正案	現行
<p>有しなかった者」という。) 及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2~9 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p>	<p>2~9 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族の氏名</p> <p>(4) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p>

改正案	現行
<p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）<u>若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p>	<p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) (略)</p> <p>2~5 (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族の氏名</p> <p>(4) (略)</p> <p>2~5 (略)</p>
<p>附 則</p>	
<p><u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u></p> <p><u>第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号才に掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙</u></p>	

改正案	現行
<p><u>その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ</u> <u>(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施</u> <u>行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加</u> <u>熱することによって喫煙の用に供されるものに限</u> <u>る。) 当該加熱式たばこの重量 (フィルターその他</u> <u>の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分</u> <u>の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同</u> <u>じ。) の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算す</u> <u>る方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量</u> <u>が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式</u> <u>たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式</u> <u>たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に</u> <u>換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごと</u> <u>の1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあって</u> <u>は、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻た</u> <u>ばこの20本に換算する方法</u></p> <p><u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし</u> <u>書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規</u> <u>定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの</u> <u>本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われ</u> <u>た加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱</u></p>	

改正案	現行
<p><u>式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>4 <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u></p>	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則

第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の能登町税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(町民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の能登町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30までの間に、能登町税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 能登町税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 83 号

能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について

能登町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉田義法

能登町都市計画税条例の一部を改正する条例

能登町都市計画税条例（平成17年能登町条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案			現行		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
大字	小字	地番	大字	小字	地番
宇出津	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ ヌ ヲ カ ョ タ レ ソ ツ 子 ナ ラ ム ウ 井 ノ オ ク ヤ マ <u>田之浦</u>	一部	宇出津	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ ヌ ヲ カ ョ タ レ ソ ツ 子 ナ ラ ム ウ 井 ノ オ ク ヤ マ	一部
(略)			(略)		
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
大字	小字	地番	大字	小字	地番
宇出津	ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ ヌ ル ヲ ワ カ タ レ ソ ツ 子 ナ ラ ム 井 ノ <u>田之浦</u>	一部	宇出津	ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ ヌ ル ヲ ワ カ タ レ ソ ツ 子 ナ ラ ム 井 ノ	一部
(略)			(略)		

改正案	現行
附 則 この条例は、令和7年10月1日から施行する。	

議案第 84 号

能登町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例について

能登町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉田義法

能登町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

能登町農業委員会の委員等の定数に関する条例（平成29年能登町条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
(推進委員の定数) 第3条 能登町農業委員会の推進委員の定数は、 <u>12人</u> とする。	(推進委員の定数) 第3条 能登町農業委員会の推進委員の定数は、 <u>18人</u> とする。
附 則 この条例は、令和8年7月20日から施行する。	

議案第 85 号

能登町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

能登町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉田義法

能登町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

能登町病院事業の設置等に関する条例（平成17年能登町条例第160号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案			現行		
名称	診療科目	病床数	名称	診療科目	病床数
公立宇出津総合病院	内科、循環器科、外科、消化器科、耳鼻咽喉科、産婦人科、神経科精神科、眼科、整形外科、小児科、泌尿器科、皮膚科、放射線科、脳神経外科、小児外科、リハビリテーション科、心臓血管外科	一般病床 <u>90床</u>	公立宇出津総合病院	内科、循環器科、外科、消化器科、耳鼻咽喉科、産婦人科、神経科精神科、眼科、整形外科、小児科、泌尿器科、皮膚科、放射線科、脳神経外科、小児外科、リハビリテーション科、心臓血管外科	一般病床 <u>100床</u>
(略)			(略)		

改正案	現行
4 (略)	4 (略)
附 則 この条例は、令和7年9月30日から施行する。	

議案第 86 号

請負契約の締結の変更について

令和 7 年第 2 回能登町議会 3 月定例会議において議決された議決第 41 号「請負契約の締結の変更について」のうち、その一部を次のように変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉田義法

契約金額 110, 248, 600 円を 109, 045, 200 円に改める。

議案第 87 号

請負契約の締結の変更について

令和 7 年第 2 回能登町議会 3 月定例会議において議決された議決第 43 号「請負契約の締結について」のうち、その一部を次のように変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉田義法

契約金額 77,308,000 円を 79,420,000 円に改める。

議案第88号

請負契約の締結の変更について

令和7年第2回能登町議会3月定例会議において議決された議決第44号「請負契約の締結について」のうち、その一部を次のように変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月5日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉田義法

契約金額 71,027,000円を73,755,000円に改める。

議案第89号

請負契約の締結の変更について

令和7年第2回能登町議会3月定例会議において議決された議決第45号「請負契約の締結について」のうち、その一部を次のように変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月5日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉田義法

契約金額 66,484,000円を79,002,000円に改める。

議案第90号

請負契約の締結について

請負契約を次のように締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月5日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉田義法

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和7年度 桜木団地浄化槽復旧工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 62,095,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 5,645,000円) |
| 4 契約の相手方 | 住所 石川県鳳珠郡能登町字鵜川25字5ノ5番地
氏名 須美矢建設株式会社
代表取締役 中谷 宣章 |

認定第 1 号

令和 6 年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度能登町一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

認定第 2 号

令和 6 年度能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり
議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

認定第3号

令和6年度能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉田義法

認定第4号

令和6年度能登町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度能登町介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉田義法

認定第 5 号

令和 6 年度能登町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度能登町水道事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

認定第 6 号

令和 6 年度能登町下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度能登町下水道事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

認定第 7 号

令和 6 年度能登町病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度能登町病院事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法